

本 編

※緑の基本計画

市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称で、1994年の都市緑地保全法(現・都市緑地法)改正で創設され、樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定める緑に関する総合的な計画である。

緑地の配置の方針や緑地保全地区内の緑地の保全に関することなど地域の実情に応じて定めることとなっており、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が地域の実情に応じた施策を講じることが基本であることから、緑の基本計画の策定主体は市町村とされている。

※札幌市緑の基本計画

札幌市では、札幌市緑化推進条例に基づいて昭和57年(1982年)に策定し、平成11年(1999年)に都市緑地保全法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」として策定した。

※「緑」の使用について

固有名詞表記や引用文、緑化などの熟語については漢字の「緑」を使用します。

㊦札幌市みどりの基本計画とは

環境への意識が高まり、地球規模の自然環境の保全や低炭素型社会の構築、多様な生物との共生など、持続可能な社会のしくみづくりへの変革が進められています。一方、少子高齢化への対応、災害に強いまちづくりの推進、安全で快適な生活環境づくりなど、社会をとりまくさまざまな課題に対しても、みどりが果たす役割への期待は、今後ますます多様に、かつ大きくなっていきます。

札幌は、わが国でも有数の大都市でありながら、多様な動植物相に恵まれています。この自然と調和した都市環境を将来にわたって守っていくことは、今日の私たち札幌市民に課せられた使命です。

こういったなか、札幌市みどりの基本計画は、これからの時代に向けて環境保全、防災、景観形成、レクリエーションといったみどりが持つさまざまな機能を十分発揮させるとともに、長期的なみどりの将来像を見据えながら、その保全・創出を進めていく際に、次代のみどり豊かな札幌のまちづくりの総合的な指針となるものです。

また、みどり豊かな札幌のまちづくりを推進するためには、行政の施策や取組みのみではなく、みどりにかかわる活動を市民の参画や協働によって実践する必要があることから、このみどりの基本計画は、190万人市民一人ひとりのみどりのまちづくり活動の道しるべになるものです。

<みどりの定義>

この計画では、札幌における公園、森林、草地、農地、河川や湖沼池のほか、民有地を含めたすべての緑化されているスペース、さらには樹木や草花(コンテナや鉢などに植えられたものも含む)などを包括する言葉を、「みどり」と定義します。

この「みどり」の定義を受け、今回の改定では、「札幌市緑の基本計画」から「札幌市みどりの基本計画」と計画名称を改めています。

※緑の保全と創出に関する条例

市、市民、事業者及び土地の所有者等が相互に手を携えながら本市のみどりを豊かなものにし、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な都市環境を確保することを目的として制定された条例。

※札幌市都市計画マスタープラン

これからの札幌の都市づくりの指針として、目指すべき都市の将来像と、その実現に向けた取組みの方向性を全市的視点から整理したもの。

※コンパクト・シティ

市民生活に必要な多様な機能が集積している都市の形態。都市の拡大を抑制し、都心部や各拠点の土地の高度利用により、職住近接による交通渋滞の緩和・環境負荷の低減が見込まれるだけでなく、近郊の緑地や農地の保全が図られるとされる。

※自治基本条例

まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、みんなのまちをみんなの手で築いていくためのまちづくりの最高規範。平成19年(2007年)4月施行。

※「環境首都・札幌」宣言

地球温暖化対策への市の姿勢や先進的取り組みを強くアピールするため、「環境首都・札幌」宣言を行い、「さっぽろ地球環境憲章」などを策定して世界に向けて発信するほか、エネルギー戦略を構築する事業。

II 改定の背景と目的

札幌市では、札幌市都市緑化推進条例(現・緑の保全と創出に関する条例)に基づいて、昭和57年(1982年)に「札幌市緑の基本計画」を策定し、緑化の推進に努めてきました。

その後、平成6年(1994年)に都市緑地保全法(現・都市緑地法)が改正され、「緑の基本計画」が法的に位置づけられたことを受け、平成11年(1999年)6月に17年ぶりに「札幌市緑の基本計画」を改定し、「実現しようみんなの手で 人とみどりが輝くさっぽろ」を基本理念として、計画実現に向け、さまざまな機会を通じて市民とともにみどりづくりに取組み、策定後10年以上を経過して、一定程度の成果をあげてきました。

この間、景観緑三法の制定のほか、地球温暖化対策推進大綱、ヒートアイランド対策大綱、第3次生物多様性国家戦略の閣議決定が行われるなど、地球環境保全の取組みの重要性が増し、みどりをとりまく社会的状況が大きく変化しています。

札幌市では平成16年(2004年)3月に「都市計画マスタープラン」を策定し、“持続可能なコンパクト・シティへの再構築”という理念を打ち出すほか、平成19年(2007年)4月に「自治基本条例」を施行して、市民との協働によるまちづくりを進めるとともに、平成20年(2008年)6月には世界に誇れる環境都市を目指す「環境首都・札幌」宣言を行い、環境保全への取組みを進めています。

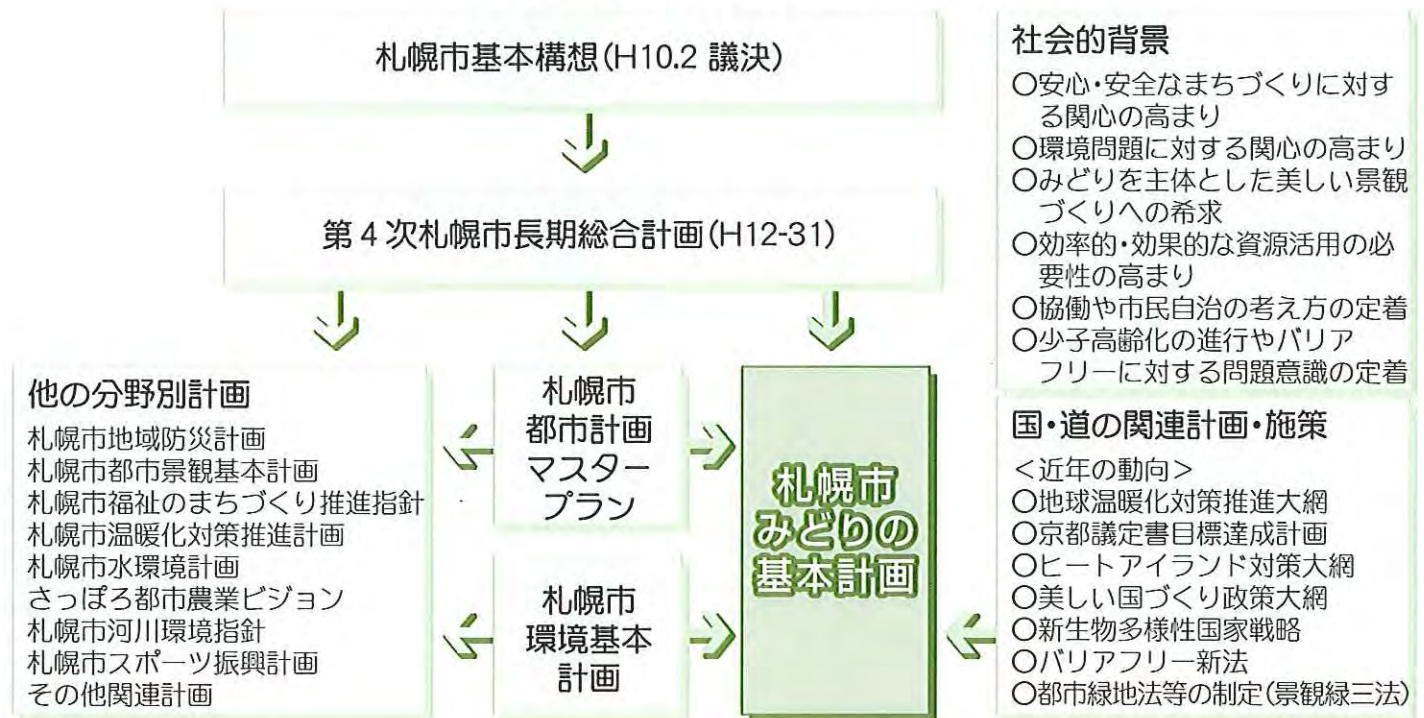
その一方、財政的な制約が厳しさを増す中で、これまでつくりあげてきた公園や街路樹、市有林を効果的に守り次代に引き継いでいく必要が生じています。

このようなことから、“市民が主役のまちづくり”と“地球環境問題への対応”を重要課題として位置づけるとともに、効果的なみどりの保全のあり方を踏まえ、「札幌市緑の基本計画」を改定することにしました。

C 計画の位置づけ

上位計画である「札幌市基本構想」、「札幌市長期総合計画」や、「札幌市都市計画マスタープラン」、「札幌市環境基本計画」との整合を図るほか、その他の分野別計画とも整合を図り、みどり豊かな札幌のまちづくりを総合的に推進するための指針として位置づけます。

●札幌市みどりの基本計画の位置づけ



※札幌市基本構想

札幌市のまちづくりの最も基本的な指針として、市議会の議決を経て定めたもの。

※札幌市環境基本計画

札幌市環境基本条例に基づき、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成10年(1998年)7月に策定した計画。

※第4次札幌市長期総合計画

札幌市基本構想に基づいて、平成32年(2020年)を目標年次とする20年間の総合的な施策体系や展開方針を示した計画。

D 計画対象

この計画では、公園や公共地のみどりだけでなく、民有地を含む札幌の街のすべての「みどり」と、みどりを守り育てる活動や取組みなどの「みどりづくり」を対象とします。

E 計画の見直し年次

この計画は、第4次札幌市長期総合計画の目標年次にあわせ、計画目標年を概ね平成32年(2020年)として見直します。